

第8節 医師以外の人材の養成確保

1 歯科医師

(1) 施策の現状・課題

本県の医療施設従事歯科医師数は、令和2年末現在、5,120人であり、人口10万対では81.5と、全国平均82.5を若干、下回っています。

診療に従事しようとする歯科医師については1年間の臨床研修が必修となっており、令和5年4月現在、県内の研修施設（単独型・管理型）として20か所の医療機関が指定されています。

口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながることなど、口腔と全身の健康との関係が広く指摘され、入院患者等に対する医科歯科連携の推進が求められる中、周術期の口腔機能管理や在宅歯科医療を担う歯科医師の養成や資質の向上が求められています。

図表 5-8-1-1 医療施設従事歯科医師数の推移

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

(2) 施策の具体的展開

〔高齢者等の歯科治療のための研修会の充実〕

- 高齢者・心身に障害のある人・がん患者等の有病者の歯科治療については、従来の歯科医療に加えて、口腔機能の維持、改善に係る総合的かつ専門的な知識の習得が必要であることから、関係機関との協力のもと研修会の充実に努めます。
- 認知症と思われる人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行うことを目的として、高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を行います。

〔臨床研修の充実〕

- 臨床研修の水準を向上させるため、その適切な運営の確保に努めます。

〔在宅歯科医療を担う歯科医師の養成〕

- 増加する要支援・要介護認定者の歯科保健医療の確保を図るため、在宅歯科医療を担う歯科医師の養成に努めます。

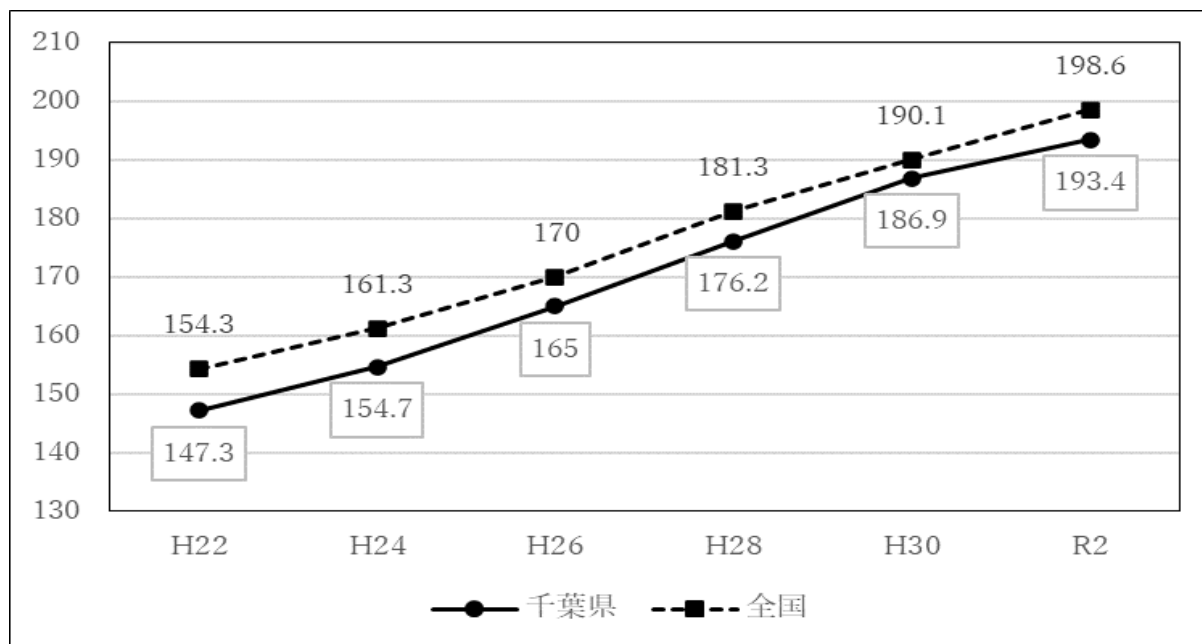
2 薬剤師

(1) 施策の現状・課題

本県の薬剤師数は、令和2年末現在、14,823人であり、人口10万対では235.9と、全国平均255.2を下回っています。

医療機関及び薬局に従事する薬剤師は、12,154人で全体の80%を占め、人口10万対では193.4と、全国平均198.6を下回っています。

図表 5-8-2-1 薬局・医療施設従事薬剤師数（人口10万対）の推移

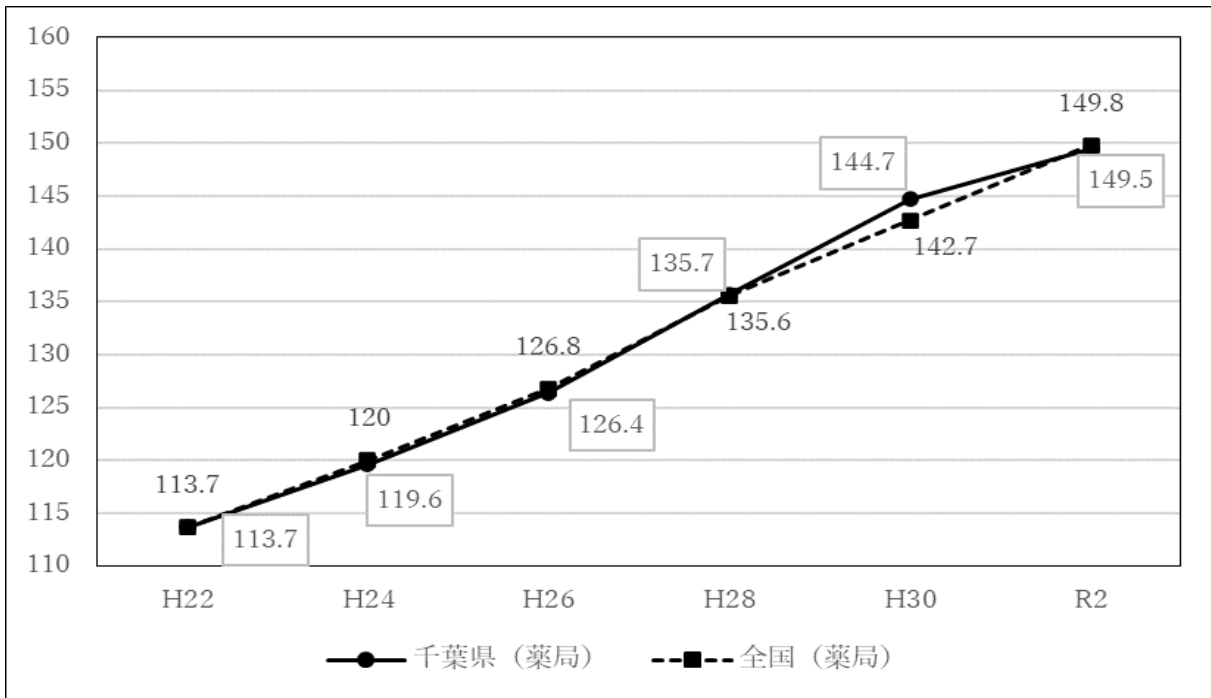


資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

業態別にみると、薬局に従事する薬剤師は、人口10万対では149.5と、全国平均149.8とほぼ同水準であるのに対し、医療機関に従事する薬剤師は、人口10万対では43.9と、全国平均48.8を下回っており、薬局と医療機関との間で業態の偏在がみられます。

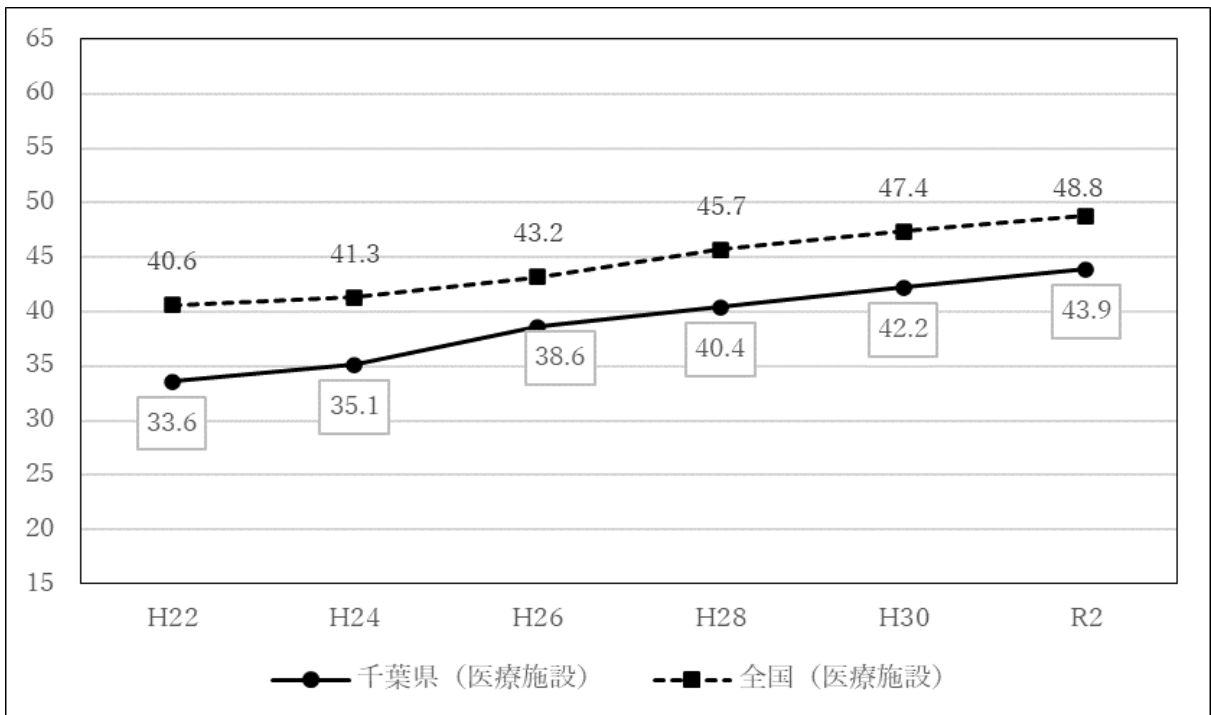
また、令和5年6月に国から示された薬剤師偏在指標*において目標偏在指標*を下回っている二次医療圏があるなど、就労する薬剤師の地域間の偏在がみられ、新たな薬剤師の確保が困難な地域があります。

図表 5-8-2-2 薬局従事薬剤師数（人口 10 万対）の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

図表 5-8-2-3 医療施設従事薬剤師数（人口 10 万対）の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

薬剤師については、地域医療における薬物療法の有効性・安全性の確保や公衆衛生の向上及び増進等に資するため、調剤等の業務に加え、病院薬剤師にあつては病棟薬剤業務やチーム医療等、薬局薬剤師にあつては在宅医療や高度な薬学的管理を行う機能等を中心とした業務・役割の更なる充実が求められています。

また、超高齢社会においては、医療、看護、介護等が一体となった在宅医療体制を構築することが必要であり、地域医療に参画し地域包括ケアシステム*における薬剤師の役割に対応するため、薬剤師の安定的な確保と資質の向上が一層必要となっています。

このような中、薬剤師自身は、高い職業意識と倫理観を持ち、常に自己研鑽に励み、最新の医療及び医薬品等の情報に精通するなど専門性を高めていくことが必要です。

患者・住民が、安心して薬や健康に関する相談に行けるようにするためには、患者の心理等にも適切に配慮して相談に傾聴し、平易でわかりやすい情報提供・説明を心がける薬剤師の存在が不可欠であり、かかりつけ薬剤師には、こうしたヘルスコミュニケーション能力が求められています。

(2) 施策の具体的展開

〔研修制度の充実〕

- 医薬品の開発技術の進歩等により多様化する医薬品に対応するために最新の医療及び医薬品等に関する専門的な情報の習得を図るとともに、患者に平易でわかりやすい情報提供・説明できるヘルスコミュニケーション能力を向上させるため、関係機関との協力のもと研修会等の充実に努めます。

併せて、多職種と共同で実施する研修を推進し、医療機関等との連携強化に努めます。

〔高度な専門性を有する薬剤師の育成〕

- 近年、薬物療法が複雑化し、医薬品の効能効果を得るとともに副作用の発現を極力減少させることができるよう医薬品の専門家として、一層の配慮が求められています。そのために、高度化した薬物療法に対応できる薬剤師の育成を支援します。

〔地域の実情に応じた就業の促進〕

- 国から示された薬剤師確保計画ガイドラインを踏まえ、必要な薬剤師の確保を図るため、関係団体と連携の上、薬剤師の就労状況を把握し、地域の実情に応じた薬剤師確保の方針、確保策の検討及び実施を進めます。

また、特に医療機関に従事する薬剤師について不足傾向がみられることから、病院薬剤師の確保を支援します。

〔薬事衛生全般にわたる職能発揮の促進〕

- 健康サポート業務、セルフケアを推進する中でのセルフメディケーションを支援する対応、感染症に関して感染防止対策や治療薬・ワクチンの対応、公衆衛生の対応、薬物乱用対策への対応、学校における健康教育など、薬事衛生全般にわたっての薬剤師の積極的な取組みを促進します。

（３）施策の評価指標

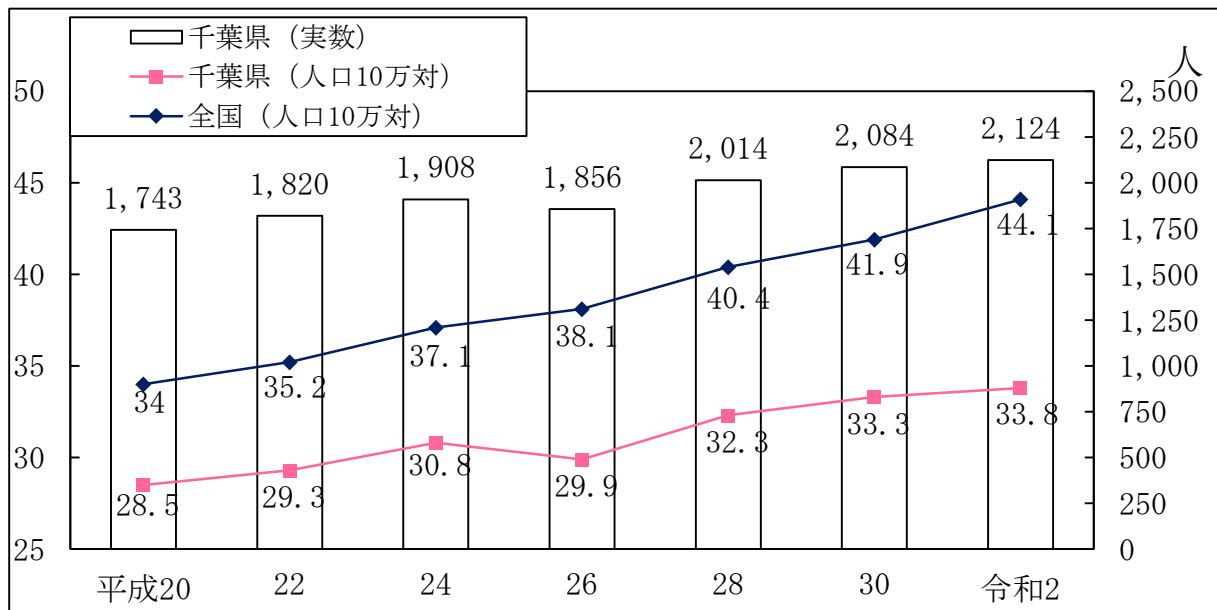
指 標 名	現状（令和２年）	目標（令和１０年）
薬局・医療施設従事薬剤師数 （人口１０万対）	１９３．４人	全国平均と同水準
医療施設従事薬剤師数 （人口１０万対）	４３．９人	全国平均と同水準

3 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

（1）施策の現状・課題

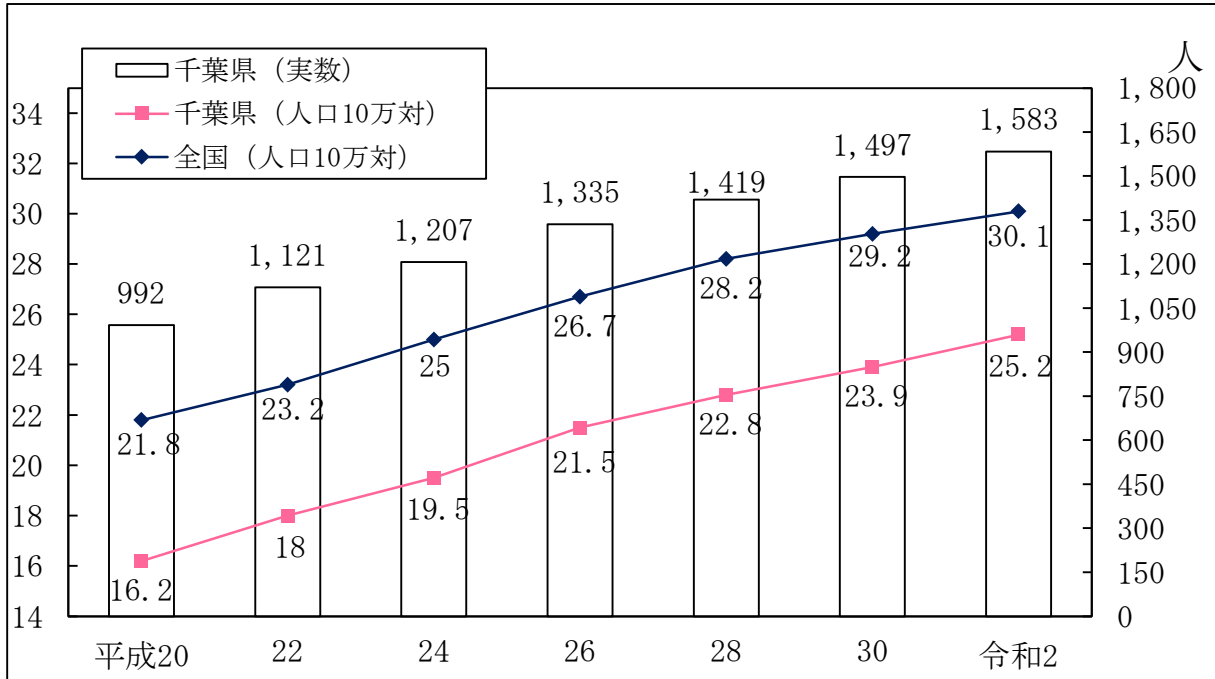
本県の看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）の就業者数は、令和2年末現在、61,122人であり、職種別では、保健師2,124人、助産師1,583人、看護師48,391人、准看護師9,024人となっています。しかしながら、人口10万対では、保健師33.8（全国44.1）、助産師25.2（同30.1）、看護師770.0（同1,015.4）、准看護師143.6（同225.6）となっており、本県の就業看護職員数は、全国的に見て低い水準にあります。

図表 5-8-3-1 就業保健師数の推移



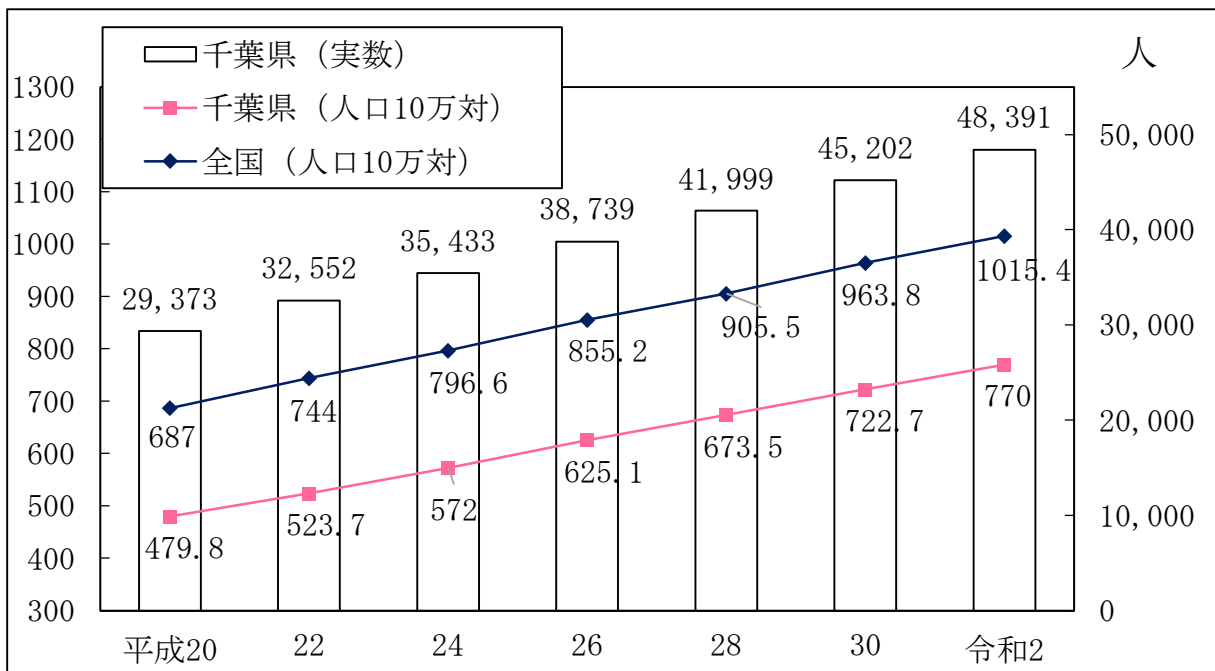
資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

図表 5-8-3-2 就業助産師数の推移



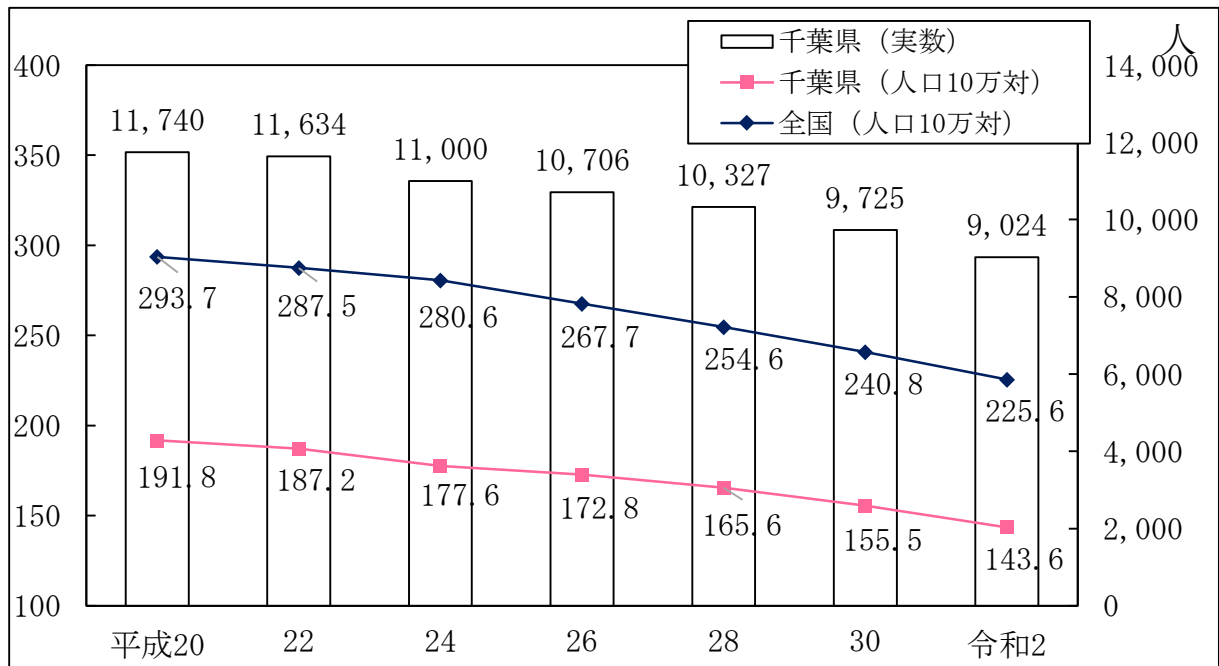
資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

図表 5-8-3-3 就業看護師数の推移



資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

図表 5-8-3-4 就業准看護師数の推移

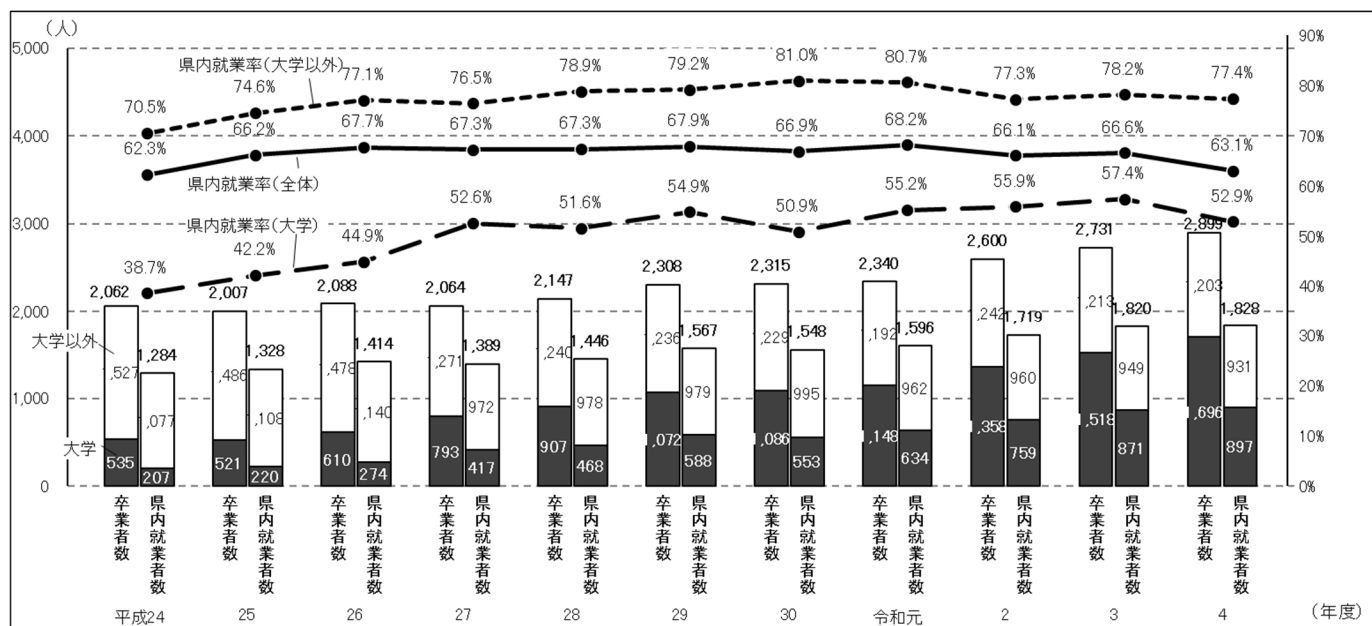


資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

令和5年4月現在、県内の看護師等学校養成所*は43校47課程、入学定員は3,004人であり、18歳人口が減少する中、学生の確保を図る必要があります。

県内の看護師等学校養成所における卒業生の就業状況を見ると、令和4年度の卒業生数2,899人のうち、県内就業者数は1,828人で、県内就業率は63.1%となっており、近年、卒業生数の増加に伴い、県内就業者数も概ね増加しているものの、県内就業率は60%台で足踏み傾向であることから、より多くの県内就業者を確保する必要があります。また、県内就業者の確保にあたっては、看護職員が不足する地域への就業を促すなど、地域偏在解消にも取り組む必要があります。

図表 5-8-3-5 県内看護師等学校養成所卒業生の就業状況の推移



資料：看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査（厚生労働省）

図表 5-8-3-6 二次保健医療圏別の就業看護職員数（人口10万人対）

保健医療圏	看護職員数	人口(人) ※1	10万人対	75歳以上	
				人口(人)※2	10万人対
千葉	11,326	981,675	1,153.7	130,226	8,697.2
東葛南部	14,494	1,793,601	808.1	209,578	6,915.8
東葛北部	12,886	1,407,569	915.5	187,565	6,870.2
印旛	7,074	715,540	988.6	93,056	7,601.9
香取海匝	3,323	260,833	1,274.0	48,083	6,911.0
山武長生夷隅	3,694	409,753	901.5	74,211	4,977.7
安房	2,673	119,436	2,238.0	27,678	9,657.5
君津	3,026	324,171	933.5	48,435	6,247.5
市原	2,626	268,816	976.9	38,361	6,845.5

資料：令和2年衛生行政報告例（厚生労働省）

※1 人口は千葉県毎月常住人口調査月報（令和2年10月1日現在）を使用

※2 75歳以上人口は千葉県年齢別・町丁字別人口（令和2年度）を使用

医療機関では、結婚・出産・育児や本人の健康問題などにより離職していることから、離職防止や一旦離職した看護職員の再就業促進を図る必要があります。

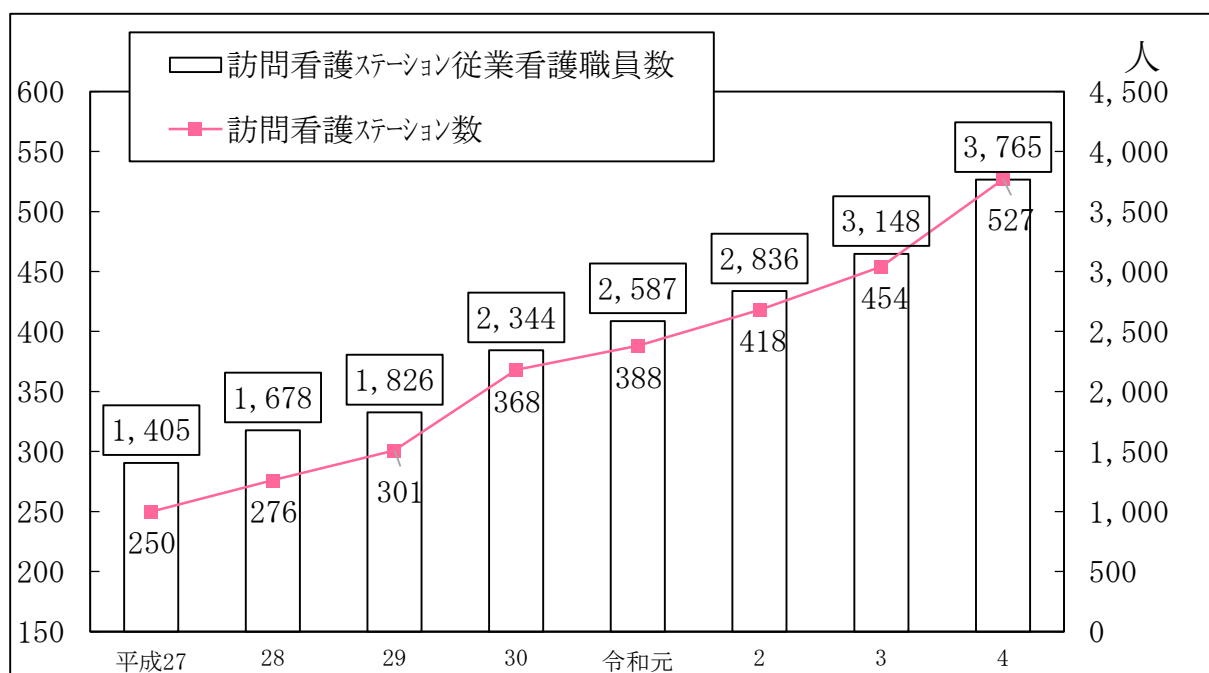
また、今後も、更なる高度化・多様化が見込まれる医療ニーズに応え、良質な看護等を提供するためには、看護大学・大学院や看護専門学校等、様々な養成課程における教育の質的な充実が求められるとともに、その担い手となる看護教員の養成確保・資質の向上が重要です。

看護職員を確保し、看護職員が働き続けやすい環境を整備する観点から、看護師等学校養成所や職場におけるハラスメントに係る相談体制の充実や医療勤務環境改善支援センターによる就労環境の整備などを適切に実施していくことが必要です。

さらに、地域における訪問看護の需要の増大に対応するため、訪問看護に従事する看護職員の確保が求められています。

あわせて、特定行為研修*修了者その他の専門性の高い看護師など、在宅医療等を支える看護師や感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確に対応できる看護師の育成も求められています。

図表 5-8-3-7 訪問看護ステーション数及び従業看護職員数



資料：衛生統計年報(介護サービス施設・事業所調査) (千葉県)

(2) 施策の具体的展開

〔看護師等の養成確保〕

- 県立養成機関において看護師等の養成を行うとともに、市町村や民間の看護師等学校養成所の入学生確保と運営を支援します。
- 県内就業を促進し、県内定着を図るため、修学資金貸付制度の活用を進めます。なお、貸付にあたっては、地域特別枠を設けて貸付額を増額することにより、県内看護職員の地域偏在解消にも取り組みます。
- 看護教員養成講習会の実施等により、看護教員の養成確保・資質の向上に取り組みます。
- 看護基礎教育の充実のため、実習教育環境の整備を推進します。
- 看護師等学校養成所におけるハラスメントを未然に防ぐため、相談体制の充実などの環境整備に取り組みます。

〔離職防止と再就業の促進対策〕

- 看護職員の離職防止を図るため、院内保育*の運営に対する支援を行うほか、千葉県医療勤務環境改善支援センターによる専門アドバイザーの訪問支援や研修会の実施などを通じて、就労環境の改善を進めます。
- 離職者の再就業を促進するため、ナースセンター事業*を強化し、ハローワークとの連携や看護師等の届出制度の情報を基に個々の状況に応じた支援を行い、再就業を促進します。また、職場復帰を容易にするための研修会などを実施します。
- 看護職員が働きやすい環境を整備するため、職場におけるハラスメント対策の取組を支援します。

〔人材確保と看護に関する普及啓発〕

- 総合的な人材確保を推進するため、確保策のモデルとなる事業や最新の看護情報等を発信し、その普及を図ります。県民の看護に対する理解を深め、看護師等の職業選択・就業継続の啓発活動を進めます。

〔看護職員の資質の向上、研修体制の充実〕

- 看護職員の資質の向上を図るため、新人看護職員の研修やスキルアップのための継続教育の実施を推進します。また、医療・保健・福祉の連携を推進する人材を育成します。
- 在宅医療を支えるために、看護学生向けの訪問看護ガイダンスの実施、看護師を対象とした研修や就業相談を実施し、訪問看護師の育成・確保を図ります。
- 専門性の高い看護職員を育成するため、特定行為研修の受講経費の支援等、研修体制の充実に取り組みます。

(3) 施策の評価指標

指標名	現 状	目 標
看護師等学校養成所卒業生の県内就業率	63.1% (令和5年3月卒業生)	66.2% (令和12年3月卒業生)
看護職員の離職率	12.8% (直近5年(平成29年度 ~令和3年度)の平均値)	11.1% (令和11年度)
特定行為研修修了者の就業者数	133人 (令和2年12月末)	800人 (令和10年12月末)

4 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

(1) 施策の現状・課題

理学療法士*・作業療法士*・言語聴覚士*については、障害発生後の早期リハビリテーションの提供のみならず、回復期、維持期（生活期）におけるサービス提供、あるいは介護予防の観点から、その役割はますます重要になっています。

令和2年10月現在、本県の医療施設で就業する常勤換算の理学療法士数は4,972.9人であり、人口10万対では79.1と、全国平均80.0を下回り、作業療法士数は1,919.7人であり、人口10万対では30.5と、全国平均40.5を下回っています。また、言語聴覚士数は670.0人であり、人口10万対では10.7と、全国平均14.2を下回っています。

(2) 施策の具体的展開

〔人材の確保及び資質の向上〕

- 高齢化の進展や疾病構造の変化に伴いリハビリテーションへの需要が増加することが予想されるため、今後も理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保を図り、養成機関等における計画的な人員養成を支援します。
- 急性期、回復期、維持期（生活期）におけるリハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域における保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化・推進していくことが重要です。このため、地域リハビリテーション関係機関従事者の協働促進に向けた研修等を理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に対して実施します。

5 歯科衛生士

(1) 施策の現状・課題

本県の歯科衛生士*の就業者数は令和2年末現在5,897人であり、人口10万対では93.8と、全国平均113.2を下回っています。

歯科診療所勤務の歯科衛生士は5,263人であり、県内歯科診療所数は3,169か所(令和2年10月)なので、一歯科診療所あたりの歯科衛生士は約1.7人です。

市町村に勤務する歯科衛生士は36市町106名(令和5年4月1日現在)ですが、歯科保健事業の充実を図る上で、歯科衛生士の役割は重要であることから、市町村において歯科衛生士の確保を図る必要があります。

また、高齢化の進展により需要が増加している在宅歯科医療等の充実を図るためにも、技術や知識のある歯科衛生士の確保が求められています。

(2) 施策の具体的展開

〔人材の確保及び資質の向上〕

- 県民に対する保健医療サービスの提供に支障を生じることのないよう、養成機関等の卒業生の県内就業の促進に努めます。
- 市町村の歯科衛生士が歯・口腔保健サービスに果たす役割は大きいことから、市町村等に歯科衛生士の配置を働きかけるとともに、研修会の開催、業務研究集の作成などにより資質の向上を図ります。

〔歯科衛生士の復職支援〕

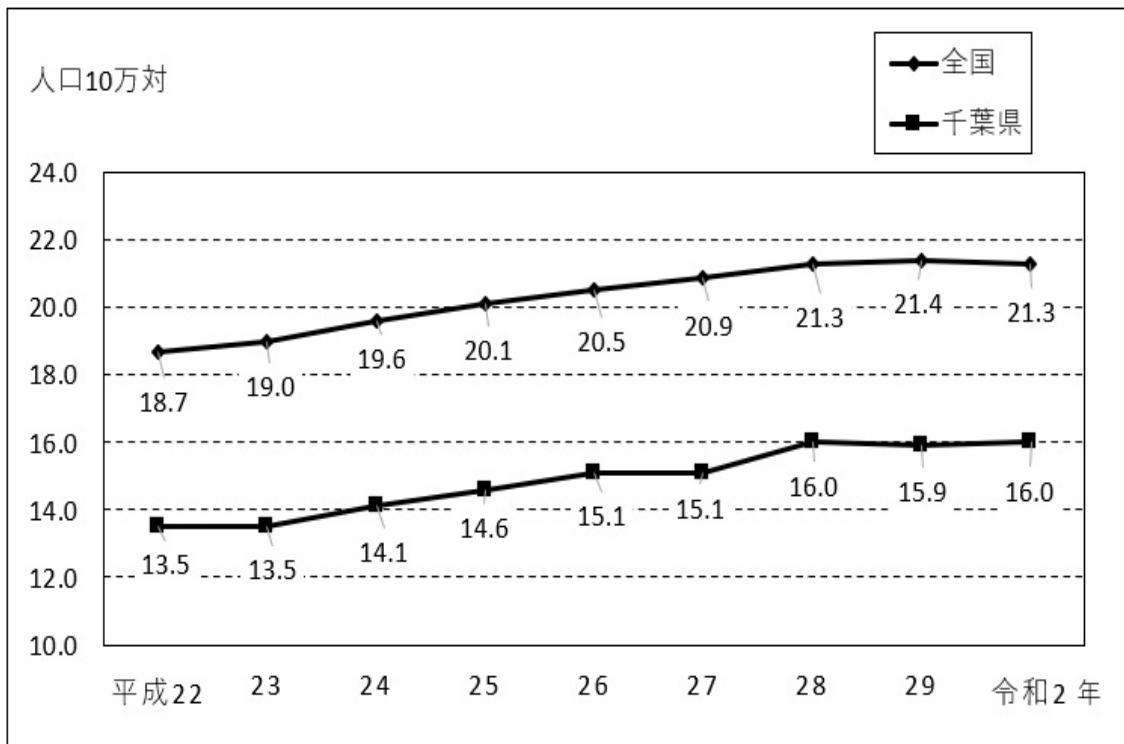
- 在宅歯科医療の充実を図るためにも歯科衛生士の確保が重要であることから、未就業及び就労中の歯科衛生士に対し、最新の知識と技術を習得するための研修を実施し、復職を支援し、離職の防止を図ります。

6 栄養士（管理栄養士）

（1）施策の現状・課題

本県の医療施設で就業する栄養士（管理栄養士）数は、令和2年10月現在、常勤換算で1005.4人であり、人口10万対では16.0と、全国平均21.3を下回っています。

図表 5-8-6-1 医療施設従事管理栄養士・栄養士数の推移



資料：病院報告、医療施設調査（厚生労働省）

※H29年～医療施設静態調査（3年毎調査）での把握

県内の全保健所には、栄養指導員として管理栄養士が配置されており、健康増進法やその関連通知に基づき、生活習慣病予防やアレルギー、消化器難病等に対応する病態別栄養指導などを実施しています。

市町村では、生活習慣病予防のための個別指導の充実や、要援護高齢者を対象とした低栄養*予防のための栄養アセスメント*の実施などの幅広い活動が求められています。令和5年6月現在、市町村の健康づくり部署に栄養士（管理栄養士）を配置している市町村は50市町村です。

生活習慣病の発症を予防するためには、県民への適正な生活習慣の実践指導や、生活習慣病予備群に対する栄養指導・生活指導の充実を図ることが重要です。併せて、高齢者への低栄養改善指導*等、地域住民のニーズを的確に捉えた総合的、包括的なサービスを提供するため、管理栄養士・栄養士の資質の向上を図る必要があります。

(2) 施策の具体的展開

〔管理栄養士・栄養士の資質の向上〕

- 行政管理栄養士・栄養士を対象に、専門的、技術的な能力を発揮し、地域保健対策の推進に係る企画調整、計画策定及び事業評価が的確に遂行できる行政能力を養うための研修を実施します。特に、次世代を育む働き盛りの保護者や低栄養状態のおそれのある高齢者等のライフステージに応じた食育を推進するため、研修会や検討会等を実施することで、管理栄養士・栄養士の資質の向上を図ります。

7 その他の保健医療従事者

(1) 施策の現状・課題

本県の医療施設で就業する言語聴覚士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技士、介護福祉士等の状況は図表 5-8-7-1 のとおりです。

(2) 施策の具体的展開

[人材の確保及び資質の向上]

- 県民に対する保健医療サービスの提供に支障を生じることのないよう、医療施設従事者等の需要と供給の把握に努めるとともに、養成機関等における教育の充実・運営を支援します。
- 特に、福祉・介護分野については人材不足が深刻な状況にあることを踏まえ、若年層や高齢者、外国人などの多様な人材の福祉・介護分野への就業促進や、職員のキャリアアップ支援、介護現場の業務改善など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた各種取組を実施します。

図表 5-8-7-1 その他の医療従事者数の状況

	医療施設の従事者数		病院の従事者数		一般診療所の従事者数		歯科診療所の従事者数	
	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県	全国
視能訓練士	384.7 (6.1)	10,130.1 (8.0)	193.2 (3.1)	4,586.3 (3.6)	191.5 (3.0)	5,543.8 (4.4)	- -	- -
言語聴覚士	670.0 (10.7)	17,905.4 (14.2)	618.9 (9.8)	16,799.0 (13.3)	51.1 (0.8)	1,106.4 (0.9)	- -	- -
義肢装具士	5.0 (0.1)	127.6 (0.1)	3.0 (0.0)	97.3 (0.1)	2.0 (0.0)	30.3 (0.0)	- -	- -
歯科技工士	294.0 (4.7)	10,064.9 (8.0)	41.0 (0.7)	645.2 (0.5)	21.8 (0.3)	181.6 (0.1)	231.2 (3.7)	9,238.1 (7.3)
診療放射線技師	2,329.6 (37.1)	55,624.3 (44.1)	1,938.3 (30.8)	45,177.0 (35.8)	391.3 (6.2)	10,447.3 (8.3)	- -	- -
診療エックス線技師	82.5 (1.3)	1,249.4 (1.0)	12.0 (0.2)	146.4 (0.1)	70.5 (1.1)	1,103.0 (0.9)	- -	- -
臨床検査技師	2,748.0 (43.7)	67,752.0 (53.7)	2,303.6 (36.7)	55,169.8 (43.7)	444.4 (7.1)	12,582.2 (10.0)	- -	- -
衛生検査技師	24.9 (0.4)	509.8 (0.4)	2.9 (0.0)	88.6 (0.1)	22.0 (0.4)	421.2 (0.3)	- -	- -
臨床工学技士	1,514.0 (24.1)	30,408.9 (24.1)	1,062.8 (16.9)	22,653.7 (18.0)	451.2 (7.2)	7,755.2 (6.1)	- -	- -
あん摩マッサージ指圧師	77.3 (1.2)	3,070.6 (2.4)	34.0 (0.5)	934.5 (0.7)	43.3 (0.7)	2,136.1 (1.7)	- -	- -
柔道整復師	199.3 (3.2)	4,088.4 (3.2)	10.0 (0.2)	439.1 (0.3)	189.3 (3.0)	3,649.3 (2.9)	- -	- -
精神保健福祉士	448.2 (7.1)	11,171.2 (8.9)	382.8 (6.1)	9,374.2 (7.4)	65.4 (1.0)	1,797.0 (1.4)	- -	- -
社会福祉士	644.7 (10.3)	16,249.5 (12.9)	553.8 (8.8)	14,643.4 (11.6)	90.9 (1.4)	1,606.1 (1.3)	- -	- -
介護福祉士	2,287.2 (36.4)	58,571.4 (46.4)	1,237.9 (19.7)	38,965.7 (30.9)	1,049.3 (16.7)	19,605.7 (15.5)	- -	- -

* 下段（ ）内は人口10万人当たり従事者数。 * いずれも常勤換算数。

資料：令和2年医療施設調査（厚生労働省）